



岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

岐阜市長

紫橋正直

岐阜市条例第 26 号

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改正後		改正前											
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1及び2 <u>削除</u></p> <p>3～8 （略）</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>削除</u></p> <p>2 <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>3～8 （略）</p> </div>											
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1～4 （略）	（略）	5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく</td> <td>(1) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1～4 （略）	（略）	5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく	(1) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</u>
事務	特定個人情報												
1～4 （略）	（略）												
5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく													
事務	特定個人情報												
1～4 （略）	（略）												
5 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく	(1) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</u>												

は進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(4) (略)
6・7 (略)	(略)
8 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)
9～14 (略)	(略)
15 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自	(1)～(4) (略)

は進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(2)～(5) (略)
6・7 (略)	(略)
8 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) (略) (4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) (略) (6) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> (7) (略)
9～14 (略)	(略)
15 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自	(1) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</u> (2)～(5) (略) (6) <u>生活に困窮す</u>

<p>立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>る外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p>16 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>16 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) (略)</p>
<p>17～22 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>17～22 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>23 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>23 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>身体障害者手帳情報であって規則で定めるもの</u> (4)・(5) (略) (6) <u>国民健康保険法による保険給付の支給又は保</u></p>

険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの

(7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金に関する情報であつて規則で定めるもの

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は

国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(11) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(13) 高齢者の医療

			<p>の確保に関する法律による給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(14) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(15) <u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(18) (略)</p>
	(3) (略)		
	(4) (略)		
24～26 (略)	(略)		24～26 (略) (略)
27 岐阜市福祉医療費助成に関する	(1)～(5) (略) (6) <u>児童扶養手当</u>		27 岐阜市福祉医療費助成に関する (1)～(5) (略) (6) <u>児童扶養手当</u>

<p>る条例による福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの (7)～(9) (略)</p>	<p>る条例による福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>関係情報</u>であって規則で定めるもの (7)～(9) (略)</p>
---	---	---	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。